

平成 25 年度の個別労働紛争解決制度の利用状況

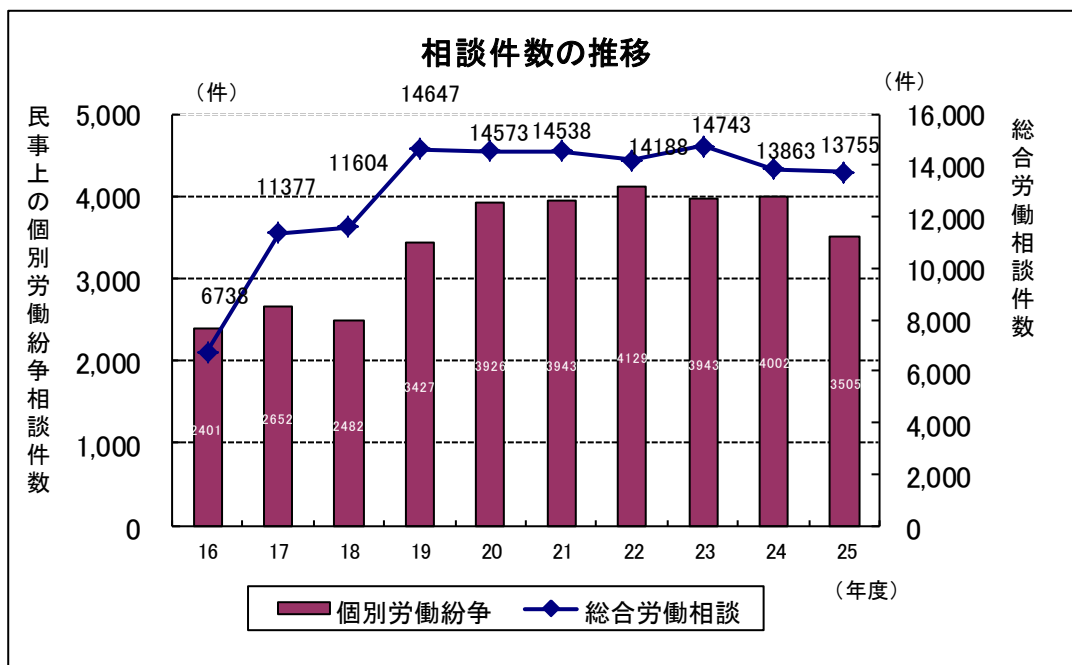
三重労働局

1 民事上の個別労働紛争に関する相談の状況

(1) 相談件数

三重労働局では、労働に関するあらゆる相談にワンストップで対応するため、県内 7 箇所に総合労働相談コーナーを開設しているところであるが、平成 25 年度の 1 年間に寄せられた相談は 13,755 件であり、高止まりの傾向となった。

このうち、いじめ・嫌がらせ、解雇、労働条件の引下げ等のいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談（労働関係法令上の違反を伴うものを除く。）は 3,505 件と減少し、法令違反に対して行政指導を求める相談が 13.1%増加。



(2) 相談内容

民事上の個別労働紛争に関する相談内容を件数の多い順にみると、

- | | | |
|------------|------|---------|
| ① いじめ・嫌がらせ | 869件 | (19.8%) |
| ② 自己都合退職 | 480件 | (10.9%) |
| ③ 解雇 | 409件 | (9.3%) |
| ④ 退職勧奨 | 318件 | (7.2%) |
| ⑤ 労働条件引下げ | 312件 | (7.1%) |

であった。

※1回の相談時に異なる事項があれば重複計上している。助言・指導、あっせんについても同じ。カッコ内は相談に占める割合。

主要相談内容の推移

	解雇	いじめ・嫌がらせ	退職勧奨	労働条件の引き下げ	雇止め	自己都合退職
平成 18 年度	458	407	273	239	90	208
平成 19 年度	617	770	358	416	106	297
平成 20 年度	880	629	335	573	247	329
平成 21 年度	916	663	367	543	183	326
平成 22 年度	805	779	424	502	237	432
平成 23 年度	690	739	403	534	149	440
平成 24 年度	552	904	367	428	151	485
平成 25 年度	409	869	318	312	116	480

2 労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

上記 1 の民事上の個別労働紛争の相談事案のうち、当事者間で紛争の自主的な解決に至らなかった事案については、個別労働紛争の解決を図るための裁判外紛争処理制度として、労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん制度を運用している。

(1) 三重労働局長による助言・指導の状況

①助言・指導の申出受付件数

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全国	2,332	4,377	5,287	6,369	5,761	6,652	7,592	7,778	7,692
三重	30	42	50	104	94	115	144	155	170

年度	23	24	25
全国	9,590	10,363	10,024
三重	174	173	147

② 助言・指導申出の内容（内容に占める割合）

助言・指導申出の内容をみると、いじめ・嫌がらせに関するものが 45 件（26.0%）と最も多く、次いで、解雇（普通・整理・懲戒）15 件（8.7%）、自己都合退職 15 件（8.7%）となっている。

(2) 三重紛争調整委員会によるあっせんの状況

① あっせん受理件数

平成 25 年度において、三重紛争調整委員会によるあっせん申請を受理したものは 49 件であった。

前年度からの繰越分を含めて、平成 25 年度にあっせんの手続を終了したものは 46 件で、このうち合意成立は 15 件、あっせんできず合意しなかった等

で打ち切りをしたものは 22 件、申請したが取下げたものは 8 件、制度対象外が 1 件である。

年度	14	15	16	17	18	19	20	21	22
全国	3,036	5,352	6,014	6,888	6,924	7,146	8,457	7,821	6,851
三重	50	69	112	90	96	106	122	115	127

年度	23	24	25
全国	6,510	6,047	5,712
三重	98	82	49

② あっせん申請事案の主な内容（内容に占める割合）

平成 25 年度に受理したあっせん事案についての内容をみるといじめ・嫌がらせ 16 件（29.1%）、次いで解雇（普通・整理・懲戒）に関するものが 10 件（18.2%）、雇止め 9 件（16.4%）となっている。